



第1章

保存活用計画策定の沿革・目的

- 第1節 計画策定の沿革
- 第2節 計画の目的
- 第3節 審議会の設置・経緯
- 第4節 他の計画との関係
- 第5節 計画の実施



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第1節 計画策定の沿革

史跡由義寺跡が所在する大阪府八尾市東弓削3丁目周辺は、古くは河内国若江郡に属し、中河内の有力氏族である物部氏との関係が深く、弓等の武器の製作を担った弓削氏の本拠地とされる。そして、弓削氏を出自とし、奈良時代後半に活躍した僧・道鏡の出身地である。

『続日本紀』によると、この辺りは称徳天皇と道鏡により造営が進められた由義寺や由義宮を中心とする西京(※)のあった地と考えられてきた。建物などを示すものはなく、長らく幻の寺院・宮であった。しかし、平成29年(2017)2月に、東部大阪都市計画事業・曙川南土地区画整理事業(以下「区画整理事業」という。)に伴う発掘調査によって、奈良時代の大量の瓦と塔を建てるための土壇と考えられる正方形の基壇状の遺構が発見され、由義寺の存在が明らかになった(由義寺の詳細は第2章を参照)。

由義寺は、弓削氏の氏寺として飛鳥時代後期頃に創建された古代寺院(弓削寺)を前身とし、奈良時代後半の称徳天皇による西京造営に伴い官営寺院として塔が造営されたと考えられている。当該期における政治・社会情勢を反映し、称徳天皇と道鏡による政策を知る上でも重要な寺院である。

こうした評価から、平成29年(2017)11月17日、国の文化審議会の答申を経て、平成30年(2018)2月13日付で国史跡に指定された。

八尾市教育委員会では、市内史跡(文化財保護法第109条に規定する史跡)の保存及び活用に関する事項を調査、審議するため、八尾市史跡保存活用審議会を設置した。そして、国史跡に指定された由義寺跡の保存と活用に向け、本審議会の指導のもと、平成30年(2018)8月～9月に塔基壇を中心とする発掘調査を実施した。

平成31年(2019)3月には、発見された塔基壇を中心として史跡指定地の公有化を行い、恒久的な保存にむけて踏み出した。

そして、市民・国民の共有の財産として貴重な史跡由義寺跡を後世に守り伝えるため、史跡を適切に保存管理するとともに、将来の活用、整備につなげることを目的に保存活用計画の策定を行うことになった。

※「さいきょう」、「にしのみやこ」、「にしのきょう」と読めるが、読みについては諸説があり、定まっていない(『完訳注釈続日本紀』・『日本国語大辞典』ほか)が、本計画では便宜上「さいきょう」と呼ぶこととする。



図1-1 高安山の麓で発見された塔基壇



第2節 計画の目的

(1) 計画の目的

本保存活用計画は、史跡由義寺跡の本質的価値を将来にわたって良好な状態で保存し、適切な管理を行う保存管理と、新たな八尾市の貴重な歴史資産として情報発信していく活用、さらに史跡の価値を伝えるための整備の基本方針についてを定めるものである。

さらに保存管理と活用、整備を円滑かつ確実に進め、市民とともに史跡を継承していくための体制や、保存活用計画に係る実施すべき各事業の計画、今後の経過観察のあり方等についても検討する。

由義寺は、発見された塔基壇以外にも寺院を構成した遺跡（遺構・遺物）が広がっていると考えられる。そのため、保存活用計画の対象範囲は、史跡指定地を基本とするが、由義寺の将来的な保存や活用に向けて周囲地域も計画に含める。なお、由義寺の表記については、その対象を区別するため、次のとおりとする。

(2) 保存活用計画における「史跡由義寺跡」の定義と対象区域

本計画における「史跡由義寺跡」及び関連する用語を下記のとおり定義する。

- ・「史跡由義寺跡」＝国史跡の指定範囲（狭義の由義寺）
- ・「由義寺」＝古代寺院の由義寺としての未確認の寺域全体の範囲（広義の由義寺）
- ・「弓削寺」＝弓削氏建立とされ、由義寺に改称・発展する寺院
- ・「由義寺関連遺跡群」＝由義寺を中心として由義宮を含む遺跡を総称

なお、「史跡由義寺跡」のみならず、周辺の地域に広がっていると考えられる「由義寺」、さらに由義宮を含めた「由義寺関連遺跡群」を将来保存すべき範囲として検討していく。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



凡例	「周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）」で、文化財保護法第93条の適用を受ける地域 〔埋蔵文化財包蔵地での手続〕 土木工事等の着手前日までに文化財課へ「埋蔵文化財包蔵地調査」の届出を行うとともに、発掘調査の要否について協議が必要です。	八尾市文化財保護条例に基づく届出（「埋蔵文化財包蔵地外における工事着手届」）が必要な「埋蔵文化財包蔵地」	「周知の埋蔵文化財包蔵地」であるが、文化財保護法の届出を要しない地域	史跡指定地である。文化財保護法第109条または府令第109条または府令第109条または府令第109条の適用を受ける地域	これまでの発掘調査で確認された主な遺構や遺物の出土地	古墳や墳墓	街道

図1-2 史跡由義寺跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地
（「八尾市埋蔵文化財分布図—平成30年度版—」より）

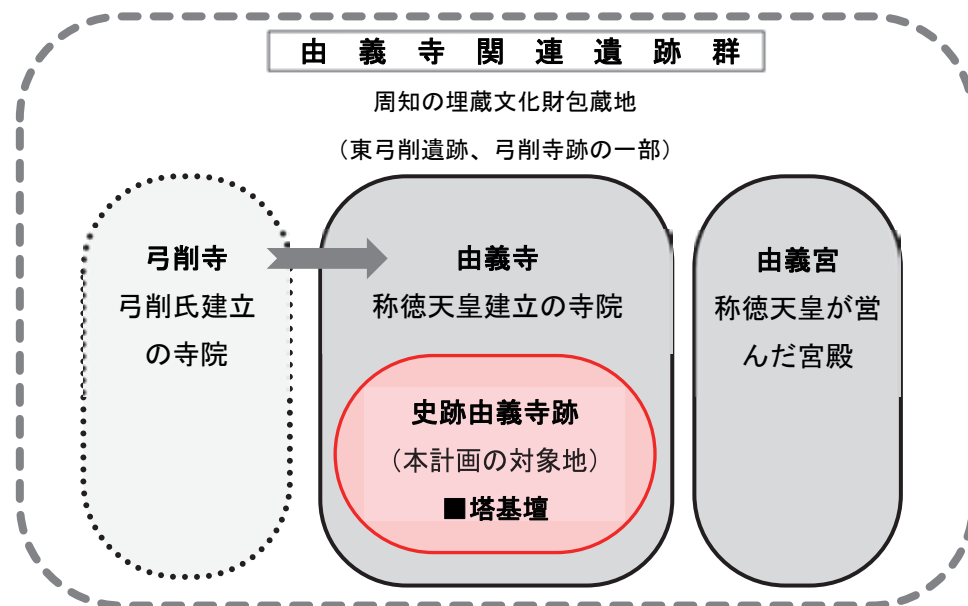


図1-3 本計画における由義寺の定義の概念図



第3節 審議会の設置・経緯

(1) 八尾市史跡保存活用審議会の設置

史跡由義寺跡の保存活用計画の策定にあたって、八尾市の史跡の保存及び活用に関する事項の調査、審議を行う「八尾市史跡保存活用審議会」を設置した。史跡由義寺跡の本質的価値を定めるための発掘調査から保存活用計画策定まで、平成30年度から令和元年度にかけて計8回の審議会を行った。

■八尾市史跡保存活用審議会

会長	菱田哲郎	京都府立大学 文学部	教授
副会長	瀧浪貞子	京都女子大学	名誉教授
	吉川真司	京都大学 文学部	教授
	網 伸也	近畿大学 文芸学部	教授
	長友朋子	立命館大学 文学部	教授
	箱崎和久	奈良文化財研究所 都城発掘調査部遺構研究室	室長
	清野孝之	奈良文化財研究所 都城発掘調査部考古第三研究室	室長
	山下 彬	曙川東小学校区まちづくり協議会	会長

■助言者（オブザーバー）

文化庁 文化財第二課	山下信一郎	主任調査官
	近江俊秀	主任調査官
大阪府教育庁 文化財保護課	中西裕見子	総括主査
	原田昌浩	副主査
	小泉翔太	技師

■事務局

八尾市教育委員会			
中山晶子	教育長	田中淳二	生涯学習担当部長
万代辰司	生涯学習担当次長		
(担当課) 教育総務部文化財課			
洵 斎	課長	足立淳志	課長補佐
藤井淳弘	係長	河村 卓	副主査

■計画策定支援

株式会社総合計画機構

(所属・肩書等は計画策定時のもの)



(2)八尾市史跡保存活用審議会の開催経過

■第1回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：平成30年（2018）7月7日（土） 10時30分～12時

場所：八尾市役所 401会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、網委員、清野委員、箱崎委員、山下委員

助言者：中西総括主査、原田副主査

議事：会長・副会長の選出

審議会の趣旨について

史跡由義寺跡の発掘調査の目的と調査区の設定と方法について

■第2回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：平成30年（2018）12月7日（金） 15時～16時30分

場所：八尾市役所 西館厚生活動室

出席委員：菱田会長、吉川委員、網委員、長友委員、清野委員、山下委員

助言者：中西総括主査、原田副主査

議事：発掘調査報告及び塔基壇復元の検討

■第3回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：平成31年（2019）3月25日（月） 10時～12時

場所：八尾市立青少年センター 会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、網委員、箱崎委員、清野委員

助言者：原田副主査

議事：次年度の保存活用計画策定に向けて

■第4回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和元年（2019）7月22日（月） 10時30分～12時

場所：八尾市立青少年センター 会議室

出席委員：菱田会長、吉川委員、網委員、長友委員、箱崎委員、山下委員

助言者：原田副主査

議事：保存活用計画の策定（策定スケジュール・章構成の確認）



■第5回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和元年（2019）10月7日（月） 10時～12時

場所：八尾市役所 603会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、網委員、長友委員、箱崎委員、山下委員

助言者：原田副主査

議事：保存活用計画の策定（第1章～第8章の概要）

■第6回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和元年（2019）12月3日（火）10時～12時

場所：八尾市立青少年センター 会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、網委員、箱崎委員、山下委員

助言者：原田副主査

議事：保存活用計画の策定（第1章～第12章の概要）

■第7回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和2年（2020）2月14日（金） 10時15分～12時

場所：八尾市水道局 第2会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、網委員、長友委員、箱崎委員、清野委員、
山下委員

助言者：小泉技師

議事：保存活用計画の策定（第1章～第12章のまとめ）

■第8回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和2年（2020）3月26日（木） 15時～17時

場所：八尾市市役所 大会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、網委員、長友委員、箱崎委員、清野委員、
山下委員

助言者：原田副主査、小泉技師

議事：保存活用計画の答申



第4節 他の計画との関係

(1) さまざまな計画等との関係

史跡由義寺跡の保存活用を検討する上で、前提となるのが、八尾市が目指す将来都市像の実現に向けた上位計画の『八尾市第5次総合計画』と『八尾市教育振興計画』である。そのなかで、歴史資産(※)は、八尾の新たな魅力を高めるものとして、積極的な保存と活用が求められ、心合寺山古墳しおんじやまや高安千塚古墳群たかやすせんづかとともに由義寺跡は、国史跡として保存が進められてきた。

また、由義寺跡の発見が、八尾の歴史や文化財を見直す機会となったことから、市民とともに平成31年(2019)3月に『歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方』を策定し、行政だけでなく市民や地域等の歴史資産の保存活用における役割や、歴史資産の活用の可能性を提示した。

令和3年度からは、人口減少や急速な技術革新への対応などの課題を見据えた『八尾市第6次総合計画』と『八尾市教育振興基本計画』がスタートする予定である。文化財においてはこれまでの保全と活用だけでなく、観光施策との関連や市民協働による文化財の保存を進めるための情報発信の重要性が大きくなるものと想定される。さらに、過疎化や少子高齢化などを背景とする文化財の滅失や散逸に対応するため、地域社会が総がかりでその継承を図る仕組みづくりが必要となってきた。

そのため、文化財保護法が平成30年度に改正(平成31年4月1日施行)され、都道府県が文化財の保存活用の基本的な方向性を明確化した文化財保存活用大綱を作成し、市町村が目標や計画的に取り組む内容を定めた文化財保存活用地域計画の策定が制度化された。

本計画は、これまで取り組んできた計画をもとに、今後新たに策定される他の計画も視野にいれつつ、史跡由義寺跡の保存活用を検討する。

※歴史資産=歴史遺産(文化財)を「遺す」から「活かす」とする考え方

『歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方』(平成31年3月策定)

1) 文化財の保存・活用にかかる課題

- | | |
|-------------|----------------|
| A) 保存における課題 | B) 活用における課題 |
| ・管理、担い手不足 | ・情報発信の弱さ |
| ・周辺景観の保全 | ・専門的で分かりにくい |
| | ・交通アクセス、インフラ整備 |
| | ・文化財の公開の有無 |

2) 歴史資産のまち推進の基本的な考え方(方向性)

「八尾の歴史 活かして切り拓く わがまちの未来」(目標)

- | | | |
|-----------------|-------------|----------------|
| ①歴史資産に携わる人づくり | ③歴史資産の多様な活用 | } 定住促進
産業振興 |
| ②歴史資産保存の協力体制づくり | ④文化財施設の充実 | |

3) 歴史資産を保存活用するための主体者の役割

- ・「市民」: 歴史資産を市民共通の財産として認識し、歴史資産を活かしたまちづくりに取り組む。



- ・「地域」：地域の伝統文化の継承活動をはじめ、情報を共有し、市の施策に協力するとともに支援を受けてまちづくりを進める。
- ・「事業者」：産業振興の素材として歴史資産を活用し、その手段として商工観光ツーリズムや歴史資産による地域間交流に努める。

(2) 将来の計画

史跡由義寺跡の具体的な活用案の詳細については、本計画の基本方針を踏まえて、「活用」のための整備の計画として策定する必要がある「史跡由義寺跡整備基本計画（仮称）」の中で検討する。

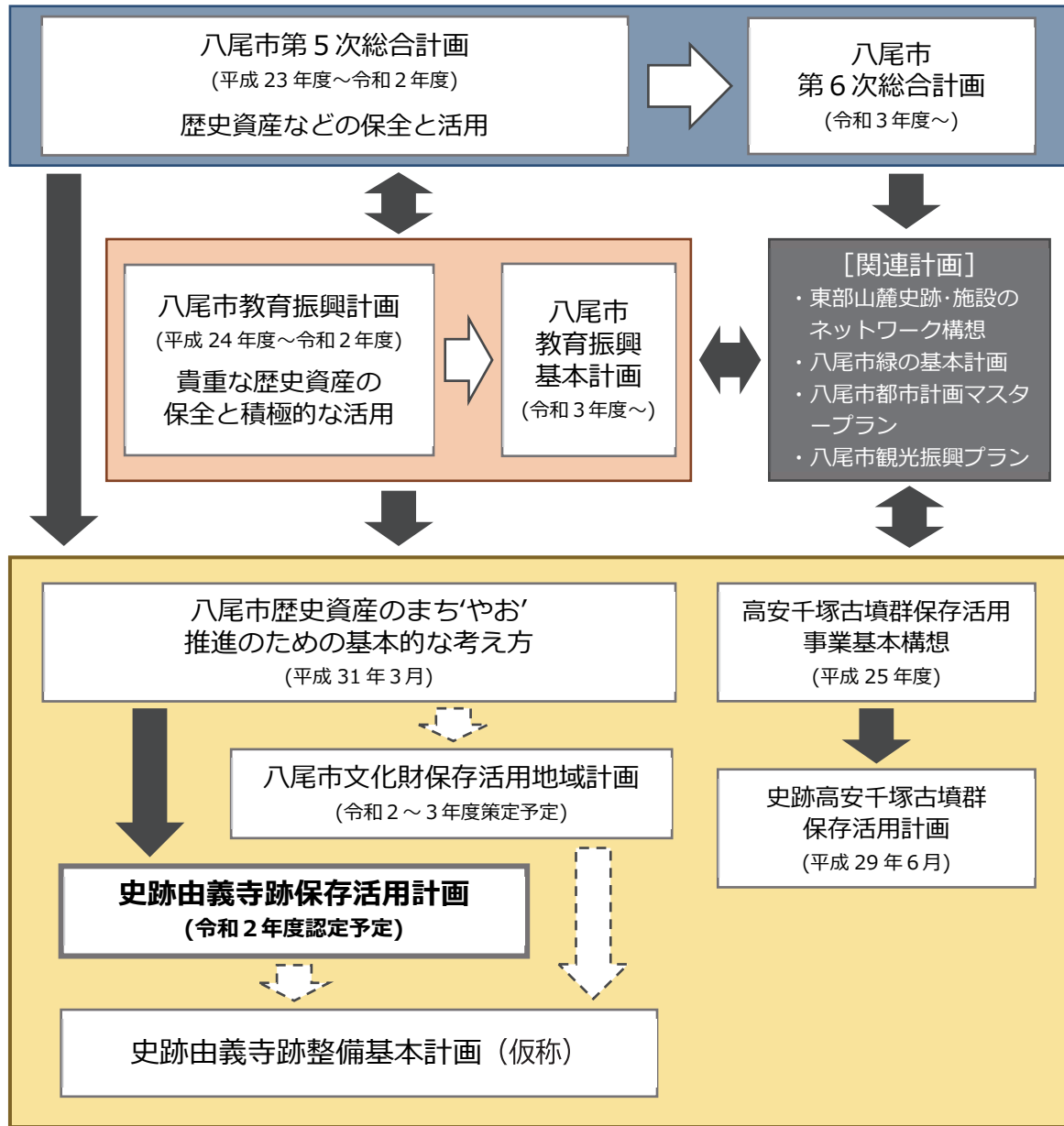


図 1-4 史跡由義寺跡に関連する計画との関係



第5節 計画の実施

本保存活用計画は、文化庁によって認定された日から実施し、令和13年（2031）年3月31日までの10年間を実施期間とする。

なお、実施期間は、史跡由義寺跡の保存活用の画期となる史跡整備の完了までを短期、史跡整備以降を中長期と位置づける。

計画の実施等の詳細については、「第10章 保存活用計画の実施」に基づくものとする。但し、今後の事業の進捗や経過観察等の結果、再検討や修正の必要が生じたときは、適宜計画の見直しを図るとともに、次期保存活用計画に反映する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章